



岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

Title	亡国の音：承久の乱の解釈をめぐって
Author(s)	弓削, 繁
Citation	[岐阜大学国語国文学] no.[19] p.[37]-[52]
Issue Date	1989
Rights	
Version	岐阜大学教育学部 (Faculty of Education, Gifu University)
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/38051

この資料の著作権は、各資料の著者・学協会・出版社等に帰属します。

亡国の音

—承久の乱の解釈をめぐって—

弓削 繁

一

周知の通り、承久の乱は後鳥羽院側の惨敗に終わり、三上皇二親王の配流で決着をみたわけであるが、「むげの民と争ひて、君の亡び給へる」（増鏡）未曾有の現実を眼前にした時、

我国はもとより神国也。人王の位をつぐ、すでに天照太神の皇孫也。何によりてか三帝一時に遠流のはぢある。（六代勝事記）

との疑いの声が澎湃として沸き起こったのは蓋し当然のことであろう。そして、就中この疑問の矢面に立たされたのは、「百王鎮護第二の宗廟」（八幡愚童訓）として公家の尊崇を集める一方、武神として武家にも崇められてきた八幡宮であったと思われ^{注1}るが、わが国を神国と見、皇統を神裔とみる古代的な思想に拘泥する限

り、この下剋上の現実を正しく理解することは至難のことであると考えられる。例えば増鏡などは、

かくいとあやなきわざの出で来ぬるは、この世ひとつの事に
もあらざめども、迷ひの愚かなる前には、なをいとあやしかりし。

と当惑の色を隠そうとはしない。

かくして露呈した思想と現実とのギャップを克服することは時代の大きな課題として残されたが、そのような状況の中で、乱の原因をめぐってさまざまな解釈が行われたようである。小稿ではそれらをまず伝統的な政道論と、それと不可分の関係にある楽道論（音曲論）の系譜の中に捕捉し、続いて専修念仏批判をめぐる仏教界の論争に及んでみたい。要は軍記物語が多彩に生成・流動を繰り返す十三世紀中葉前後の思想史の一端を照射するところに

ある。

なお、本稿に用いた主なテキストは次の通りである。

六代勝事記Ⅱ和泉影印叢刊「内閣文庫蔵六代勝事記」、慈光寺本承久記Ⅱ現代思潮社古典文庫「新訂承久記」、興福寺奏状・延暦寺奏状Ⅱ「鎌倉遺文」、神国王御書Ⅱ「昭和重修日蓮聖人遺文全集」、守護国家論Ⅱ日本思想大系、立正安国論Ⅱ日本古典文学大系、法然諸伝Ⅱ井川定慶集解「法然上人伝全集」、増鏡・愚管抄Ⅱ日本古典文学大系、続古事談Ⅱ群書類従、野守鏡Ⅱ日本歌学大系、声明口伝Ⅱ大正新修大藏経、元享釈書Ⅱ新訂増補国史大系、詩経Ⅱ漢詩大系、礼記Ⅱ新釈漢文大系。

二

さて、承久の乱を真正面から論評した著述は六代勝事記を惜いで他にない。この書は、著者の経歴と執筆の動機及び目的を明示した序文と、高倉天皇から後堀河天皇に至る「六代」の間の「勝事」を編年的に書き綴った歴史叙述部（本論部）と、問答を設定して自己の見解を披瀝した史論部とから成るが、序文ではまず「普天かきくもりしゆふだちの神なりにおどろきて」と、承久の乱の衝撃が執筆の動機になったことを明らかにし、「其事のわずれざるはしんくばかりをかきあつめ」と述べて、以下本論部の

多くをその叙述に当てている。そして史論部では「時の人」の問いに答える形で為政者たる帝王のあるべき姿を説いて筆を置く。このことから一編の主題が承久の乱を論じて後鳥羽院の失政を批判し、もって為政者の鑑戒に資せんとするところにあることは明白であろう。

序文には執筆の目的が、

心は権実の教法にあひて善悪二の果をさとり、和漢の記録をつたへて治乱二の政をつゝしむ。ゆへに、いさゝか先生の徳失をのこし□、をのづから後生の官学をすゝめむ事、身のためにしてこれをするさず、世のため民のためにして是を記せり。

と述べられているが、これは夙に後藤丹治氏が指摘された通り、^(注2)新楽府序に「為君為臣為民為物為事而作、不為文而作也」とあるのに放ったもので、本論部や史論部にも新楽府を踏まえた表現は数多く、^(注3)「戒近習也」（胡旋女）、「監前王乱亡之由也」（采詩官）という新楽府の諷諫精神は、勝事記にしっかりと根づいているといつてよい。全編は「好文重士の君」を待望して「一人よろこびあり□、兆民かうぶるらむ事をねがふばかり也」と結ばれているが、この首尾の照応から、勝事記が為政者たる帝王を第一の読者に想定して著述されたことは間違いない。この点、管見は撰

関家の前左大臣隆忠が幼い後堀河天皇に献じた政道指南の書と推定するわけであるが、^(注)そのために敢えて「先生の徳失」すなわち後鳥羽院の失徳を剔抉せざるを得なかつた著者の憂国の至情に思いを致すべきであらう。

その著者の意見は「心有人」の回答に集約されていると考えられるので、次にその部分を抄出してみよう。

心有人答ていはく、臣の不忠はまことに国のはぢなれ共、宝祚長短はかならず政の善悪によれり。憲宗は人のついでをいとはりて、五載まで驩宮のちかきにみゆきせず。玄宗は人のうらみをさとらずして、一天みだれて蜀山のはげしきにさまよひ給き。帝範に二の徳あり。知人と撫民と也。知人とは、太平の功は一人の略にあらず。君ありて臣なきは春秋にそしれるいひなり。撫民とは、民は君の体也。体のいたむときにその御身またい事ゑたまはむや。…惡王国にある時は、へつらへるを寵してかしくきをしりぞけ、然るによりて行ふ所は例にあらざれば、ふく風は枝をからし、降雨はつちくれをやぶり、内には胡旋女国をかたづけ、外には朝錯いきはひをきはめて、海内の財力つきぬれば、天下泰平ならず。…

右の主旨は、宝祚の長短はあくまでも政治の善悪によるのであり、帝範に説く知人と撫民の帝徳が不可欠である、然るに、後鳥

羽院は武に誇り過差に耽つてこれを欠いたが故にかゝる事態を招来したというところにある。後鳥羽院の帝徳の欠如は、即位の条にも、

芸能二をまなぶなかに、文章に疎にして弓馬に長じ給へり。

国の老父ひそかに文を左にし武を右にするに、帝徳のかけたるをうれふる事は、…上のこのむに下のしたがふゆへに、国のあやうからん事をかなしむなり。

と厳しく指弾されていて一貫した認識となつてはいるが、その批判の拠り所は、例えば、

徳政千万端、詩書仁義のすたれたる道をおこし、理世安樂のたえたるあとをつげり。

という高倉天皇評と対照してみれば一層鮮明にならう。こゝは本朝文粹卷六所載の大江匡衡「弁官左右衛門佐大学頭等を申す状」に、

繇^ユ是^レ詩書仁義之路、照然^{シテ}就^キ日、礼楽儒雅之林、靡然^{シテ}向^テ風、興^テ廢^レ絶^ニ、不^レ亦悦^シ乎

とあるのに拠つたものであり、伝統的な治世論に立脚している。また、「理世安樂」の語は白氏文集序洛詩に「理世安樂之音」とあるのに通じ、詩経序に、

情発於声、声成文、謂之音。治世之音、安以樂、其政和。乱

世之音、怨以怒、其政乖。亡国之音、哀以思、其民困。

とあるのに淵源する。つまり、高倉天皇の治世に「理世安楽之音」を聴いたとすれば、その対局にある後鳥羽院の治世には「亡国之音」が感じ取られていたことになろう。このことは隱岐遷幸の条に、

あはれむべし。みなせの洞庭に柳かしげて、亡国のうらみ、隋堤にしもかぎりざりける事を、とまでかなしくおぼしめされけむ。

とある点とも照応する。

かくして、勝事記は承久の乱を安祿山の乱に准え、後鳥羽院と寵妃亀菊との関係を玄宗皇帝と楊貴妃との関係に見立てて捉えることになる。それは乱の勃発を記して「五月十五日に、太上天皇天室のむかしにひとしく兵をめて」と表現し、先の場合部で聖帝憲宗に対比して玄宗の所行を例示し、「胡旋女国をかたぶけ」と胡旋の舞に耽る楊貴妃の故事を引いて白拍子亀菊の姿を暗示することによって知られる。

著者は立論の根拠を「和漢の記録をつたへて治乱二の政をつしむ」と自解しているが、家学として伝え来たったそれらの「記録」の中には、勝事記にその名が見える詩書・春秋や帝範の如きが含まれていたはずである。^(注5) 慈円は愚管抄で仮名書きを採用した

理由を述べて「今ノ世ヲミルニ、智解ノムゲニウセテ学問ト云コトヲセヌナリ」と記し、その学問として具体的に、

明経二十三経トテ、孝経・礼記ヨリ、孔子ノ春秋トテ、左伝・公羊・穀ナド云モ、又紀伝ノ三史、八代史乃至文選・文集・貞観政要

を挙げているが、勝事記の場合も同様の伝統的な学問に拠っている。勝事記はそれらを通して培われた儒教的徳治主義の立場から、敢えて後鳥羽院を批判的に切り捨てることによって、帝王の敗北という現実を合理化したのである。

三

ところで、承久の乱に「亡国之音」を聴き、安祿山の乱に准える発想には、一方で院の白拍子への耽溺の事実が関与し、伝来の音曲論が微妙に響き合っているように思われる。

妙音院大相国禪門云ク、舞ヲ見哥ヲキ、テ国ノ治乱ヲ知ハ漢家ノ常ノナラヒナリ。シカルヲ世間ニ白拍子トイフ舞アリ。其曲ヲキケバ、五音ノ中ニハコレ商ノ音也。コノ音ハ亡国ノ音也。舞ノスガタヲミレバ、タチマハリテソラヲアフギテタテリ。ソノスガタ甚物オモフスガタナリ。詠曲身体トモニ不快ノ舞ナリトゾノ給ケル。

これは政道論・為政論に言及する傾きの著しい続古事談（承久の乱以前成立）の説である。琵琶・箏などに秀で三五要録や仁智要録などの書を残した音曲の大家妙音院師長が実際にこのようなことを言ったか否かはともかくとして、新興舞曲の盛行に眉をひそめる伝統的な音曲界から白拍子舞が不快の舞曲として忌避されたことは想像に難くない。

一体、商の音は平調、秋季の音といい、哀調を帯びて衰亡の相を感じさせるものであったといわれ、声明口伝には、

若此五音乱動時^有天下憂患。有^以乎。宮声乱時^主上有危。角声乱時^臣下有危。商声乱時^百性有危。徵声乱時^草木不熟。羽声乱時^每人有危。

と説かれ、「四種悪声」の第一に「亡国声、哀傷愁歎之音声」と述べられている。音曲に対するこのような考え方は、「舞ヲ見哥ヲキ、テ国ノ治乱ヲ知ハ漢家ノ常ノナラヒナリ」とある通り、前掲の詩経序をはじめ、礼記楽記などに

宮為君、商為臣、角為民、徵為事、羽為物。五者不^レ乱、則無^レ怙^レ之^レ音^レ矣。宮乱則^レ荒、其君驕。商乱則^レ陂、其臣壞。角乱則^レ憂、其民怨。徵乱則^レ哀、其事勤。羽乱則^レ危、其財匱。五音皆乱^レ迭相陵^レ謂^レ之^レ慢。如此、則^レ国之滅亡^レ無^レ日矣。鄭衛之音^レ乱世^レ之音也。比^レ於^レ慢^レ矣。桑間濮上^レ之音、亡国^レ之音也。其政

散、其民流。誣^レ上行私而不可止也。

とあるような、中国古代以来の伝統的な音曲論に由来するものであるが、そのような立場から承久の乱の発生する前に如上の白拍子亡国説が言い立てられていた事実は注目に値する。そしてかゝる言説の流布する中で、現実には白拍子に熱を上げていた後鳥羽院が討幕の企てに失敗して遠島に配流されるという事態が出来したのであるから、両者が因果律のもとに結びつけられるのは必然であったといつてよい。

その一つの典型は慈光寺本承久記に見ることが出来る。すなわち、慈光寺本は初めに後鳥羽院の義時への鬱憤を記した後、

凡御心操^{コソ}世間ニ傾^キ申ケレ。伏物・越内・水練・早態・相撲・笠懸ノミナラズ、朝夕武芸ヲ事トシテ、昼夜ニ兵具ヲ整ヘテ、兵乱ヲ巧マシノケリ。御腹悪テ、少モ御気色ニ違者ヲバ、親^リ乱罪ニ行ハル。

とその個人的性行に言及し、それが非道な白拍子への寵愛となり、兵乱の因となったとして、

御遊ノ余ニハ、四方ノ白拍子ヲ召集、結番寵愛ノ族ヲバ、十二殿ノ上・錦ノ茵ニ召上セテ、踏汚サセラレケルコソ、王法・武威モ傾キマシマス覽ト覚テ浅猿ケレ。月卿・雲客相伝ノ所領ヲバ優セラレテ、神田・講田十所ヲ五所ニ倒シ合テ、白

拍子ニコソ下シタベ。古老・神官・寺僧等、神田・講田倒サ

レテ歎ク思ヤ積ケン、十善君、忽ニ兵乱ヲ起給ヒ、終ニ流罪
セラレ玉ヒケルコソ淺増ケレ。

と総括している。そして、その上で以下具体的な叙述に入っていくわけであるが、その際改めて、

其由来ヲ尋ヌレバ、佐目牛西洞院ニ住ケル亀菊ト云舞女ノ故
トゾ承ル。

と説き起こされる。つまり、慈光寺本は諸々の事情を捨象して乱の原因を舞女すなわち白拍子亀菊の長江庄地頭改易事件の一点に集約しているのである。吾妻鏡によれば、この事件は乱に二年も先立つ承久元年三月のことであるから、かゝる意味づけが作品の構想に係るものであることは間違いないところである。

要するに、勝事記が政道論の立場からあくまでも形而上的言説に終始するのに対して、慈光寺本はこれをもう少し広い世界で受けとめたものということになる。因に、これが更に世俗的次元に下りると、

震旦には国土災の起事、三女より起ると云り。我が朝も、尊
成天皇（注、後鳥羽のこと）、女の勧めに依て、叛反を思食立
て終に配所に赴き給ふ。（妻鏡）

というような通俗的な解釈に変容する。

四

一方、声明口伝にみえるような伝統的な音曲論は、法然の新しい教義に基づく称名念仏、就中六時礼讃の盛行にも亡国の音を聴き取ろうとしたようである。

この点、時代はやや降るが、徒然草の二二五段から二二八段に、
いづれも声明に由来すると思われれる新興の白拍子舞・平曲・六時
礼讃・千本釈迦念仏の始源が並べて説かれてあるのが興味深い。
また徒然草とは、同時代の元亨釈書には、

元曆文治之間、源空法師建專念之宗。遺派末流或資于曲調。
抑揚頓挫、流暢哀婉。感人性喜人心。士女樂聞雜沓駢闐。
可為愚化之一端矣。然流俗益甚。動銜伎戲、交燕宴之末
席。受盃觴之余靡。与瞽史倡妓促膝互唱。痛哉、真仏秘号、
蕩為鄭衛之末韻。或又擊鏡磬打跳躍。不別婦女、喧噪銜
巷。其弊不足言矣。

とあり、虎関師鍊は法然の末流の徒の乱脈ぶりをいたく慨嘆して
いるが、それはそれとして、こゝでは念仏が「与瞽史倡妓促膝
互唱」とあるように、もともと白拍子舞の如き伎芸に迎合しうる
一面を有していたことに注意したい。実際、法然上人行状絵図
（四十八巻伝）は住蓮・安楽の六時礼讃の始源に触れて「さだま

れるふし拍子なく、をのく哀歎、悲喜の、音曲をなすさま、めづらしくたうとかりければ」と記している。

こうして音曲の乱れに治世の乱れを聴き取るうとする伝統的音曲論は、念仏亡国説をも紡ぎ出していったのである。

なお、思想的に見れば、かゝる亡国説は戸頃重基氏の所論(注12)通り、基本的には王仏不二の鎮護国家思想を背景にして生成されたものと考えられる。法然の教義が王法から仏法を分離して個人の救済を旨とするものであった点、つまり鎮護国家性を放棄したこゝへの批判が根底にあるのである(次項に説く日蓮の論評は専らこの点について思想的・教義的であり、本項にいう音曲論的亡国説とは位相を異にするように思われる)。

その念仏亡国説の早い現われは、貞応三年(一二二四)五月十七日付の延暦寺奏状に見出すことが出来る(後述)。こゝではまだ必ずしも承久の乱と明確には結びついていないが、これが次第に野守鏡(永仁三年、一二九五、成立)に見える次のような具体的な説に発展していったものと推測される。

専修念仏の曲流布して、男女是にこぞりしかば、人皆声明のきゝを遠くし侍りけるに、嫡々相承の妙曲をあらためしゆゑなるべし。それよりしていまにいたるまで、専修念仏の曲さかりなれば、正道の仏事をおこなふ人まれなり。…この念仏

は後鳥羽院の御代の末つかたに、住蓮安楽などいひし、その長としてひろめ侍りけり。これ亡国の声たるがゆゑに、承久の御乱いできて王法おとろへたりとぞ、古老の人は申し侍りし。

五

ところで、承久の乱を浄土宗批判に積極的に利用した人に日蓮がいるが、浄土宗側の法然上人諸伝にはそれと全く対照的な説が見える。そこで次にこの両説の展開についてみてみたい。

そもそも、法然房源空が善導の觀經疏に促されて専修念仏に帰したのは承安五年(一一七五)のことであり、建久九年(一一一九)の選択本願念仏集の撰述は偏依善導を公言して実質上の立宗宣言となつたが、以来浄土宗は南都北嶺の厳しい非難を受けなければならなかつた。元久元年(一二〇四)の冬には叡山大衆が座主真性に念仏停止を訴え、これに呼応して翌二年十月には解脱房貞慶を執筆者とする興福寺奏状が奉られ、その後も興福寺衆徒の強訴は執拗に繰り返されたが、ついに建永元年(一二〇六)には住蓮・安楽の事件が出来し、これに連座する形で法然は翌二年に土佐へ流されることとなつた。これがいわゆる建永の法難であるが、法然の滅後も山門衆徒が大原の廟堂を破却しようとした嘉禄

の法難（嘉祿三年六月）が起るなど、旧教団側からの圧迫は簡単に収まりそうにもなかった。仏教界における承久の乱の解釈はこのような情況の中で浮上して来るのであるが、その契機は興福寺奏状にあったかと考えられる。

この奏状は法然の過失を九箇条列举して朝廷に念仏停止を求めたものであるが、その第九条には「乱国土失」が掲げられている。要は「仏法王法猶如身心」「仏法与王道永均乾坤」との立場から仏法の衰滅による王法の衰滅を訴える所にあるが、こゝでは、

若及後代專修得隙之時、君臣之心視余如答者、縱雖不難及停廢、八宗誠有若亡歟、矧復弗沙蜜定壞伽藍也、容愚臣之諫言、
会昌天子録僧尼也、起道士之嫉妬、法然因緣將來難測、為思
此事、奏達天聰、若無當時之誠、爭絶後昆之惑、

と、会昌天子すなわち唐の武宗の仏教禁圧の故事が例証として提示されている点に注意せられる。これは慈覚大師円仁の入唐求法巡礼行記を踏まえた叙述であろうが、そも／＼念仏盛行の現実を武宗の事蹟と重ねて批判しようとする論法には、容易に承久の乱を引き寄せてくる必然性があった。乱後に奉られた延暦寺奏状には「一向専修倭漢之例不快事」という一条が立てられ、

右、案慈覚大師入唐巡礼記云、唐武宗皇帝会昌元年、勅令章敬寺鏡霜法師、於諸寺伝弥陀念仏教、每寺三日巡輪不絶、同

二年回鶻国之軍兵等侵唐堺、同三年河北道之節度使忽起乱、其後土蕃国更拒命、回鶻国重奪地、凡兵乱同秦項之代、災火起邑里之際、何況武宗大破仏法、多滅寺塔、不能撥乱、遂以有事、已上取意是則慈信受淨土之一門、依不仰護国之諸教、伏乞而吾朝弘通一向專修以降、国属衰微、俗多艱難、偶頼陛下伏明之徳、幸遇海内安穩之時、早改前非、宜□誠後惡、夫会昌天子之但伝念仏也、依停凶例於万代、源空法師之偏勸称名也、貽濫行於四方、倭漢之風儀、彼此雷同、…

と論じられている。これは興福寺奏状と同じく武宗の謗法が兵乱を招いた先例を以て国の衰微の原因を専修念仏の弘通に求めたものであるが、「国属衰微、俗多艱難」ということの中には当然承久の乱が意識されていたはずである。奏状は右の記述に続けて五点の論拠を列举しているが、その一つには、

以音哀楽知国盛衰、詩序曰、治世之音安以樂、其政和、乱世之音怨以忿、其政乖、亡国之音哀以思、其民困云云、而聞近來念仏之音、背理世撫民之音、已成哀慟之響、是可亡国之音矣、

との伝統的な音曲論に立脚した念仏亡国説が援用されている。延暦寺奏状では明言こそなされていないものの、「早改前非、宜□誠後惡」などとある点からみて、後鳥羽院批判及び承久の乱批

判がその根底にあることは疑いない。

かくして、本来浄土宗の盛行を国の衰微の現実との因果関係のもとに批判する目的で援用された入唐巡礼記の記述は、承久の乱との因果関係のもとに後鳥羽院の謗法を難ずる例証として機能することになるのである。

この点、日連の一連の承久の乱に対する論評は明らかに延暦寺奏状の延長線上に位置づけられる。「法花経の行者」を以て認ずる日連の教説は妥協を許さぬ折伏という厳しい方法をとり、これが四箇格言と称されるものになることはよく知られているが、その折伏の論理を支えるものに、文証・現証・理証の三証がある。

承久の乱はその現証の一つとして最も重要視され、祈禱鈔・撰時鈔・法華本門宗要鈔・諫暁八幡鈔・報恩鈔、その他各種の消息等に類出するのであるが、果たしてそれはいつごろから注目されたものであろうか。

神国王御書は文永十二年（一二七五）、日連五十四歳の時の撰述であるが、そこには次のように記されている。

仏の加護と申し、神の守護と申し、いかなれば彼の安徳と隠岐と阿波・佐渡等の王は、相伝の所従等に攻められて、或は殺され、或は島に放たれ、或は鬼となり、或は大地獄には墮ち給ひしぞ。…又太神、行教に付して云く、我に百王守護の

誓あり等云。されば神武天皇より已来百王に至るまでは、

いかなる事ありとも、王体は恙あるべからず、王位を傾くる者もあるべからず。一生補処の菩薩は中天なし、聖人は横死せずと申す。いかにとして彼彼の四王は王位を追落され、国を奪はるのみならず、命を海に捨て、身を島島に入れ給ひけるやらむ。天照太神は玉体に入りかはり給はざりけるか、八幡大菩薩の百王の誓はいかにとなりぬるぞ。…而るに日連此の事を疑ひしゆゑに、幼少の比より随分に頭密二道並びに諸宗の一切の経を、或は人に習ひ、或は我と開き見、勘へ見て候へば故の候ひけるぞ。我が面を見る事は明鏡に依るべし。国土の盛衰を計ることは仏鏡には過ぐべからず。

この回想によれば、本稿の冒頭に掲げたと同じ下剋上の現実、承久の乱への懐疑が出家修学の動機になったという。然るに、これは後年から合理化された解釈であって（ということは、この現証がそれほどのウエイトを占めていたという証左でもあるが）、文字通りには受け取れない。^(注3)日連の遺文を撰述時代順に調べてみると、念仏批判については既に初期の戒体即身成仏義（仁治三年、二十一歳の撰述か）に見出されるものの、承久の乱が現証として提示されてくるのは国家諫暁の勘文たる立正安国論（文応元年、三十九歳の撰述）を俟たねばならない。前年著された守護国家論

は安国論の草稿的性格を有する著述で、その主要な言説の多くを包含しているが、こゝではまだ浄土宗批判の現証としては三災すなわち天変地異が挙げられているに過ぎない（災難対治鈔も同趣）。

かくの如くの悪書（注、選集を指す）国中に充滿するが故に……この故に諸の天は妙法を聞くことを得ず、法味を味ははざれば、威光・勢力あることなく、四天王並びに眷属はこの国を捨て、日本国守護の善神も捨て離れ已んぬ。故に正嘉元年には大地大いに震ひ、同じき二年にも春の大雨は苗を失ひ、夏の大旱魃は草木を枯らし、秋の大風は葉実を失ひ、飢渴忽ちに起りて、万民を逃脱せしむること、金光明経の文の如し。あに撰集の失にあらずや。仏の語虚しからざるが故に、悪法の流布ありて、既に国に三災起れり。

これが立正安国論になると、法然の教説を捨閉闍抛の四字を以て捉えて批判した上で、「又慈覚大師の入唐巡礼記を案ずるに云く」として巡礼記が援用され、

此を以てこれを惟ふに、法然は、後鳥羽院の御宇、建仁年中の者なり。彼の院の御事既に眼前に在り。然れば則ち大唐に例を残し、吾が朝に證を顕はず。汝疑ふこと莫かれ、汝怪しむこと莫かれ。唯須らく凶を捨てて善に帰し、源を塞いで根を截るべし。と、承久の乱が採り上げられて来るのである。その場合、この日

蓮の主張が延暦寺奏状に基づくものであることは、引用された巡礼記の本文の一致がこれを証してくれる。ただ、日蓮の意義は、法花経至上主義の立場から後鳥羽院の謗法罪を承久の乱の敗因として位置づけた点にある。戸頰氏が「乱からうけた疑問の衝撃」を「信仰的に解釈するのが承久の乱についての、日蓮の論評の主題であった」と論じておられる通り（^{（注11）}この当否は別にして）日蓮の登場を俟って初めて承久の乱が信仰の場で明確に解釈されるに至ったのである。それは、ある意味では政道論の立場からする勝事記の所論と双壁をなすものと見ることも出来るであろう。

なお、日蓮は延暦寺奏状が傍証として掲げた念仏亡国説に言及していないが（但し念仏者追放宣状事にはこれを引く）、これは日蓮の南無妙法蓮華経の唱題が法然の称名念仏の影響を受けて成ったことも恐らく無関係ではあるまい。

さて、浄土宗側の法然上人の諸伝には、日蓮の論評と真向から対立する次の如き説が見られる。

建永二年の春、上人配所におもむき給ふ時、信空ひそかに申ていはく、御年たかくなりて、とおきさかひにおもむき給事いたはしくかなしくこそと申されければ、上人無実にてとおきさかひにおもむく事、そのたぐひおほし。われこれをなすべきとせず。たゞしおそらく天衆地類知見あらば、もし天下のた

め大事やいできたらむずらむとの給へり。又もし因縁つきずは、
又あひあふ事もなかなからむとの給ふ。信空の給はく、先
師のことばたがわず、承久三年に君はおきの国にとしをへて
御なげき、臣は東土のみちに命をうしなう。又おほかた念仏
沙汰ある事に、必ず世間おだしからず。因果の道理むなしか
らず、たれかこれをおそれざるべきといへり。(法然上人伝
法絵下〔高田本〕)

この説は専修念仏者への迫害が仏法守護の天衆地類によって報わ
れるとの法然の予言が承久の乱となつて的中したというもので、承
久の乱による後鳥羽院の隠岐遷幸と建永の法難における法然の土佐
配流とを因果の理のもとに結びつけようとする構想によつてい
る。

そこで、この予言記事の由来を考えるにあつて法然諸伝を見
渡してみると、それらはおよそ次の三段階の展開として捉えるこ
とが出来るように思われる。^(注15)

第一段階(初期の諸伝) 法然上人伝記(醍醐本)・源空聖人
私日記・知恩講私記

第二段階(成長期の諸伝) 本朝祖師伝記絵詞(伝法絵・四卷
伝)・法然上人伝(増上寺本)・知恩伝・法然聖人絵(弘
願本)・黒谷源空上人伝(十六門記)・法然上人伝絵詞

(琳阿本)・拾遺古徳伝絵

第三段階(完成期の諸伝) 法然上人伝記(九卷伝)・法然上
人行状絵図(四十八卷伝)・法然上人伝(十卷伝)

このうち問題の記事を有するのは、伝法絵系統の法然上人伝法絵
(高田本)をはじめ、知恩伝・十六門記・琳阿本・古徳伝・九卷
伝・四十八卷伝・十卷伝の諸本であつて、初期の諸伝には見られ
ない。従つて後に付加された記事であることは確かであるが、そ
の時期については、田村円澄氏が、「法然および法然直接の門弟
の中で、元久(承元)の法難に対して批判的であつたのは、実は
親鸞ただ一人」であつたとし、「この批判が、やがて承久の変と
なつて酬われたとする考えに転化するものは、必ずしも不自然では
ない。覚如は、このような親鸞の言葉(注、教行信證後序)に示唆
せられて、元久の法難と承久の変との因果関係を説いたのである
う」として古徳伝を最初とされる^(注16)のに対し、三田全信氏は「恐ら
くその起源は「高田本」系の「伝法絵」に発するものであろう」
とされる。^(注17)伝法絵の原本が、善導寺本の奥書から嘉禎三年(一二
三七)、知恩伝がその跋語から弘安五年(一二二八)以後まもな
い頃、古徳伝が同じく正安三年(一一三〇)の成立と見られるこ
とからすれば、三田氏のように伝法絵の成長過程での付加とみる
のが正しいのではあるまいか(勿論、高田本に限定することは出
来ない)。

高田本は法然の配流の原因になった住蓮・安楽の事件を無実の罪によるものとはせず、

わざわざ三女よりおこるといふは本文なり。隱岐の法皇御熊野詣のひまに、小御所の女房達つれつゝをなぐさめんために、上人の御弟子藏人入道安楽房は日本第一の美僧なりければ、これをめしよせて、礼讃をさせて、そのまぎれに燈明をけして、これをとらへて、種々の不思議の事どもありけり。

と女犯の事実を認めており、聖道門側からの故なき迫害を語らうとする構想に照らしてやや一貫性を欠くきらいがある。これに対して、知恩伝は「於其身全無過無犯之処、有誹謗輩致無実識奏之故」として女犯説をきっぱりと却けて両人の受難を強調した上で、「隱岐院謀反事」の一条を立てて勝事記を長々と引用し、「凡三帝一時殘遠流之恥、諸臣一旦泣死刑之罪、因果所酬豈不思食知乎」と締めくくることによって構想の鮮明化を図ろうとしている。すなわち、こゝでは承久の乱によって「遠流之恥」を蒙った後鳥羽院と「死刑之罪」に泣いた寵臣の光親・宗行等の拙い運命が、因果律のもと、建永の法難における法然の配流と門弟住蓮・安楽の処刑の返報として捉えられているのである。知恩伝はかゝる構想を「歴史的事実で裏付けて説得性を付与するために」勝事記に依拠したものと思われるが、^(注)そうすると、少なくとも知

恩伝に先立って既に予言記事は存在していたことになるのである。一方、予言記事を載せない伝法絵の古本、善導寺本では、

予一身に積みながれて、遙に万里のなみにながれにけらし。但この事をいたむにはあらず。むかし、教主釈尊は、因行のとき、檀施のあまり、父の大王にいましめられて、かすかなる山にこめられ給しかども、其志不懲して、ますく修し給しかば、彼山を釈迦山と号して、つゝに正覚のにはとなりにけり。愚老一人衆生をわたさず、諸仏菩薩またくかくのごとし。然者更にうらむるところなし。敢てなげくことなかれ。抑結縁は、順逆にわたり、引接人をきははず。来迎に前後あり、遅速は人々の心なるべし。

と、法然は従容として配所に赴いたことになっている。恐らく釈尊の受難に准えて法然の配流を合理化しようとするのが本来の構想であったと考えられる。善導寺本は続いて室の遊君の結縁を語っているが、この構想は、琳阿本等では「この時にあたりてまた辺鄙の群類を化せむ事、是莫大の利生なり」との捉え方になり、四十八巻伝等に至ると「田夫野人」を教化するための「朝恩」とするいさゝか強弁めいた言説にまで行き着く。このように見れば、伝記本来の構想に沿って法然の配流を有効に意味づけることは十分可能であったわけで、殊更予言記事を立てなければならぬ事

情は見出せないのである。むしろ、善神による返報を説く予言記事は、本来の構想と矛盾しかねない内容さえ含んでいる。やはりこの記事の編入には外的契機を想定するのが自然であろう。

このことに関しては、田村氏が前述の日蓮の論評との関係に触れて「承久の乱の原因が、専修念仏流行にありとする日蓮一派の主張に対抗して、むしろ後鳥羽上皇によってなされた専修念仏停止こそ、承久の乱の真因であるとするのであり、時代的にも、この両者の相互関係が認められるのである」と述べておられるのに従いたい。^(注19)如上、明確に承久の乱の現証を以て後鳥羽院の謗法罪を揚言したのは日蓮の他にないからである。なお、日蓮の所論は延暦寺奏状を発展させたものであり、しかも彼の思想体系の重要な一翼を担うものであることからして法然伝↓日蓮の関係は考え^(注20)難い。法然の門流のうち当時関東に教線を張っていたのは、日蓮の一代五時図に「南無房と一切鎌倉人々」とある新長楽寺の智慶と同じく行敏訴状御会通に「法然上人の孫弟子念阿弥陀仏・道阿弥陀仏」とある光明寺の良忠、新善光寺の道教等であり、文永八年(一二七二)には極楽寺の良観が良忠・道教等と謀り、良忠門下の浄光明寺の行敏の名を以て日蓮に對論を申し入れるようなこともあった。^(注21)これを逆に日蓮の側からみれば、文応元年(一二三〇)八月の松葉ヶ谷の庵室焼打ちにはじまる度々の迫害に耐えねばな

らなかつた。^(注22)思うに、日蓮への反批判は、かゝる布教の現場での緊張関係の所産ではなからうか。

因に、法然伝は所詮教線拡張のためのプロパガンダであるから、自己に都合のよいように、事実を歪曲したり、殊更に批判や反批判を加えるなど、さまざま手段を講じている。例えば、初期のものを除く法然諸伝には、平重衡の焼いた法然が勧進の器に値しないことを理由にこれを固辞、代りに俊乗坊重源を推挙したことが語られている。しかもその重源と法然との関係について、初め伝法絵等に「同行」とあったものが、次第に「門弟」(弘願本)、「門徒」(四十八巻伝)と変っていく。これは重源による世紀の大事業を浄土宗側が己れの手柄として取り込もうとした結果であろう。また、九巻伝には、今は亡き明恵が或る公卿の許の少女に憑いて、生前法然を破したため魔界に墮ちたことを後悔し、早く摧邪輪を焼くよう託したという話が見える。これが摧邪輪及び摧邪輪莊嚴記を著して選択集を論駁した明恵を否定するための意図的な妄説であることは、「我は天性として、僻事のわびしく覚ゆるなり。摧邪輪の制作も、其心のとをりなり」(却廢忘記)との明恵晩年の述懐を持ち出すまでもあるまい。このように見れば、問題の予言記事も、教線の拡大を目的とする法然伝の現実的な性格の中で理解す

ることが出来るであろう。

六

以上、政道論・音曲論及び仏教の場で承久の乱がどのように認識され、意味づけられてきたかをみてきたわけであるが、帝王の敗北という未曾有の出来事に対して、勝事記は伝統的な徳治主義の立場から後鳥羽院の帝徳の欠如を批判し、音曲家及び声明家は白拍子舞や六時礼讃という新音曲の流布に原因を求め、日蓮は旧仏教の鎮護国家性を継承する地平から院の謗法罪をあげつらった。いずれもこの乱に「亡国の音」を聴き取っていたものと思われるが、その場合の亡国とは王法仏法相即相依の古代的な秩序の崩壊を意味していた。然るに、その王法衰滅の現実が、承久の乱を批判的に捉え後鳥羽院を切り捨てることによって、外ならぬ伝統的な思想の範疇内で理解されていたところにこの時代の思想的な特質が認められよう。

初めに触れた通り、この時代はまさしく保元・平治・平家・承久記等の生成・流動期に当たっているが、これらをかゝる情況の中で捉え返せばどういうことになるか。この点でも承久の乱後の思想的・文化史的情况は更に多角的に考察されて然るべきであろう。

最後に、具体的問題として、延慶本平家物語第六末「卅六文学被流罪事」に、後鳥羽院の隱岐遷幸を、同じく「隱岐国」に流された文学の靈の所為とする興味深い話が見え、法然伝等との関係が注目されるが、これについては後日を期したい。

注

- 1 宮地直一氏「八幡宮の研究」昭31参照。なお、この点については別稿「真字本曾我物語の六代勝事記受容」山口国文第12号で触れた。
- 2 後藤丹治氏「六代勝事記を論じて承久記の作成問題に及ぶ」文学、昭14・7、のち「中世国文学研究」所収。
- 3 増田欣氏「白氏文集と六代勝事記」広島女子大学文学部紀要、昭56・3に詳細な論考がある。
- 4 拙稿「六代勝事記」の成立」山口大学教養部紀要、昭57・10。
- 5 但し、「知人とは、太平の功は一人の略にあらず。君ありて臣なきは春秋にそしめるいひなり」の語句は、文選所載の王子淵の「四子講徳論」に全面的に依拠していることが、増田氏によって明らかにされている。注3の論考。
- 6 青木三郎氏は、白拍子寵愛の風潮と、白拍子が社会的に注視された時代相とを指摘されている。「慈光寺本承久記の主題と構想」日本文学、昭57・2。

7 吾妻鏡承久元年三月九日の条に「仙洞御使忠綱朝臣參禪定二品御亭、…次謁申于右京兆、是摂津国長江倉橋両庄地頭職可被改補事以下院宣条々也」、同十五日の条に「相州為二位家御使上洛、扈從侍千騎云々、是今度以忠綱朝臣被仰下条々事勅答、并將軍御下向事等也」とある。青木氏注5の論にも指摘がある。

8 同様の解釈は八幡愚童訓(甲)にも見られる。「天地開闢ノ後、懸ル様モ見モ聞ザリキ。是偏女姓ノ恨、或ハ近臣曲レルニ依ル故也。…」と。

9 宝田正道氏『日本仏教文化史攷』第一部「三、鎌倉時代における浄土門声明の盛行」昭42、に卓説があり、小稿もこれに負う所が大きい。

10 高野辰之氏『日本歌謡史』大15、参照。なお、徒然草は白拍子の妓芸を「仏神の本縁を歌ふ」ものとしている。

11 安案の女犯事件について、愚管抄は「院ノ小御所ノ女房、仁和寺ノ御台ノ御母マシリニコレヲ信ジテ、ミソカニ安案ナド云物ヨビヨセテ、コノヤウトカセテキカントシケレバ、又グシテ行向ドウレイタチ出キナンドシテ、夜ルサヘトバメナドスル事出キタリケリ」と記している。こゝにいう「院ノ小御所ノ女房」は、仁和寺日記承久元年八月十一日の条に「院小御所女房伊賀局」とあることから亀菊であることが知られる。すなわち、亀菊は長江倉橋両庄の地頭改

易事件にかかわって承久の乱の二因をなす一方、住蓮・安案事件にかかわって法然配流の口実をも作ったことになる。法然配流と承久の乱とが結びつく背景にはこのような事情も考えられようか。

12 王朝仏教から日蓮に至る護国思想の展開と変容については、戸頃重基氏『日蓮の思想と鎌倉仏教』昭40、に詳しい。

13 戸頃氏は山川智応氏が日蓮の出家を下剋上の由来を解釈するためであったとされた点を批判して、「歴史に深い関心を有していた日蓮が、承久の乱について、青年時代から疑問を感じていたことは、おそらくありうるにしても、その疑問の解決を、出家修学の一つの動機と解釈するのは、日蓮を国聖の座にまつりあげようとする護教的動機が学問的判断に優先していたからであろう」と述べ、「後鳥羽上皇の謗法罪を、承久の敗因として解釈しうるようになったのは、日蓮の晩年とみなければならぬ」と論じられている。注11の著書。

14 戸頃氏注11の著書。

15 法然伝は主要なものだけでもおよそ二十数種を数え、それらは各門流の教義・教線の消長ともかかわって頗る錯綜した関係にあるが、三田全信氏はそれらを精細に検討されて六期に整理されている。

『成立史的法然上人諸伝の研究』昭41。

16 田村円澄氏『法然上人伝の研究』昭31。

17 三田氏注15の著書。

18 拙稿「六代勝事記と法然上人伝」山口大学教養部紀要、昭59・11。

19 注16に同じ。ただし、田村氏が下山御消息の説と対照されている点には異論がある。

20 日蓮が或る種の法然伝を受容したことも確かであるが、それは守護国家論に「法然上人の物語」の名で「去年の暦・祖父の沓に譬へ」との語句が引用されていることから、第一段階の醍醐本の一期物語の類に限定される。

21 大橋俊雄氏「法然と浄土宗教団」教育社歴史新書、昭53。

22 大野達之助氏「日蓮」人物叢書、昭33。

〔付記〕

本稿は名古屋中世文学研究会（昭63・5・14、於南山大学）での口頭発表に基づくものである。席上御教示を賜った方々に厚くお礼申し上げます。